

議員提出第14号議案

携帯電話の利便性の向上を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

平成15年10月21日

提出者

足立区議会議員	白	石	正	輝
同	田	中	章	雄
同	芦	川	武	雄
同	中	島		勇
同	長	塩	英	治
同	く	じらい	光	治
同	野	中	栄	治
同	ふ	ちわき	啓	子
同	大	島	芳	江
同	針	谷	み	きお
同	藤	沼	壮	次
同	前	野	和	男
同	う	すい	浩	一
同	ぬ	かが	和	子

足立区議会議長 鹿 浜 清 様

(提案理由)

国会及び政府に対し、携帯電話の利便性の向上を求めるため、本案を提出いたします。

携帯電話の利便性の向上を求める意見書

国内のPHSを含む携帯電話の加入台数は、平成15年3月に8千万台を超え、国民の7割以上が携帯電話を所有し、日々の生活の中で欠くことのできない重要なものとなっている。

携帯電話が急速に普及してきた中で、利用者へのサービスに対する不満が増加している。その一つに、携帯電話の契約会社を変更すると携帯電話番号も変わるため、他の会社に変更したくても、事実上できないという利用者の声がある。

シンガポールやイギリス、ドイツ、オランダなどの諸外国では、利用者へのサービス重視の観点から、携帯電話番号を変えずに契約会社を変更できる「番号ポータビリティ」の導入が義務化されている。我が国でもこの「番号ポータビリティ」が実現すれば、利用者が事業者を選択しやすくなるため、事業者間の競争促進に繋がり、利用者へのサービス向上が期待できる。

よって、足立区議会は国会及び政府に対し、携帯電話の更なる利便性の向上を実現するため、下記の事項の早期実現を求めるものである。

記

1. 携帯電話の契約先を変更しても、従来の電話番号を利用できる「番号ポータビリティ」を導入するとともに、事業者に対する税制上の支援措置等を検討すること。
2. 「番号ポータビリティ」が導入されるまでの当面の措置として、携帯電話会社を変更した場合、契約変更後の携帯電話番号を通知するサービスを早期に導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
総 務 大 臣
財 務 大 臣